

令和3年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

事業計画

令和3年度運営方針

令和2年の年明けから拡大が始まった新型コロナウイルスの感染は、未だに収束する気配が見えません。令和2年度は、感染拡大防止のため、大人数が参加する事業は中止もしくは縮小して実施せざるを得ませんでした。そのような中、「エッセンシャルワーカー」と呼ばれる職種の一つである介護職を中心に、利用者の自粛により件数は減少したものの、訪問介護や通所介護などの事業を継続してまいりました。また、ケアマネジャー（介護支援専門員）やソーシャルワーカー（相談援助職）は、不安に駆られる利用者に寄り添い、支援業務等を粛々と行ってまいりました。今年度は、市民や事業者が参加するイベントや事業、また、高齢者や生活困窮者などへの支援を、感染予防に十分に配慮しつつ、行ってまいります。

令和2年度は本部事務所の建替えを検討するため、福祉公社職員で構成する「新社屋建設準備委員会」を設置し、報告書をまとめました。近年、武蔵野市からの受託事業や利用者が増加しており、現在の本部事務所では相談や対応する職員の執務のためのスペースが不十分となっています。特に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活困窮者への対応については、別に執務スペースを確保し実施しております。今年度は、外部の学識経験者や市民社会福祉協議会の職員を交えた「新社屋建設委員会（仮称）」を設置し、災害や感染症の流行も考慮した持続可能性の高い建築計画を検討してまいります。

北町高齢者センターは、「コミュニティケアサロン」として、ボランティアに支えられながら事業を実施していましたが、新型コロナウイルスの感染防止のためにボランティア活動は大幅に縮小されています。小規模サービスハウスの居住者やデイサービスセンターの利用者が益々高齢化するなど、当初想定した利用者像が大きく変わってきています。また、施設が老朽化していることから、北町高齢者センターの今後のあり方について、プロジェクトチームを設置し、検討をすすめてまいります。

本年度は、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画実施の初年度となります。本計画の基本目標である「誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる」ことを実現できるよう、また、新型コロナウイルスの感染拡大という状況に適切に対応するために、下記の3項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

（重点項目）

- 1 新型コロナウイルスの感染防止を徹底した上での着実な事業の継続
- 2 新社屋建設委員会（仮称）の設置
- 3 北町高齢者センターのあり方の検討

公益財団法人武蔵野市福祉公社
理事長 萱場 和 裕

権利擁護課

在宅サービス課の業務は、市からの生活困窮者自立相談支援事業や生活保護受給者金銭管理支援事業、成年後見利用支援センター、地域包括ケア人材育成センターの受託などにより業務量が増加しています。そのため、課の業務を精査し、従前の在宅サービス課の業務の一部を新設する権利擁護課に移管することとします。

また、権利擁護課の事業を紹介したパンフレットを作成し、市民や関係者への周知を図るとともに、権利擁護課の各事業を統一的に管理するシステムを導入し、業務の効率化にも取り組めます。

1 つながりサポート事業

つながりサポート事業は、ご利用者が安心して日々の生活を送れるように、日常生活における見守りや相談、入退院の手続きや没後支援等、既存の福祉サービスで充足されない部分を支援するものです。ご利用者の希望、ニーズに寄り添い、信頼関係に基づいたよりよいサービスを提供するよう努めてまいります。コロナ禍の中にあっても、定期訪問を電話による相談に替える等、感染予防に配慮しながらきめ細かい支援を継続いたします。

市から受託したエンディング支援事業に関しては、ご利用者の没後までを支援してきた福祉公社のノウハウを活用し対応します。

2 権利擁護事業

判断能力の低下等により、財産や権利を侵害される恐れがある市民を守るため、応急的な支援として権利擁護レスキューサービスを実施します。

個々のニーズに応じて、権利擁護レスキューから成年後見制度や地域福祉権利擁護事業へ迅速に移行し、ご利用者の保護を図っていきます。

それとともに、市担当課、福祉・法律関係者等との連携を深め、チームによる包括的な支援を実施いたします。

また、市民に対する法律相談、介護保険を除く福祉サービスの苦情対応も実施し、市民の権利擁護に努めます。さらに、毎月の各種講座等を通じて、市民が自らの意思で老後を設計できるよう「おいじたく」全般に関する普及・啓発に努めてまいります。講座の開催にあたっては、状況に応じてオンラインによる講座の実施も検討します。

3 地域福祉権利擁護事業

利用者本人が福祉サービス等を選択することを支援する「地域福祉権利擁護事業」を東京都社会福祉協議会から受託し実施します。判断能力に不安のある認知症、精神疾患、知的障害等の方が自立した日常生活を送れるよう、希望に沿った支援計画を本人とともに作成します。

また、コロナ禍において、生活支援員が支援の実施に不安を感じないよう感

染防止用品の配布や精神的なフォローにも注力します。

なお、東京都社会福祉協議会からの委託費では賅えない経費部分については老後福祉基金から支出します。

4 成年後見人等受任事業

市民が安心して成年後見制度を利用できるように、市の地域福祉を担う法人として成年後見人等を受任いたします。福祉関係者等と幅広く連携し、地域の社会資源を活用した支援を、コロナ禍の中にあっても変わることなく実践していきます。

法人後見は、複数の職員が協働して多様な知識、経験、情報等を活用することで、被後見人等の複雑なニーズに応えることが可能となります。また、途切れることなく長期間の後見事務を行うことができ、様々な年代の市民の後見人等になることが可能です。それらの強みを活かし、被後見人等及び親族、関係者の信頼に応え、本人意思を尊重しながら、終生安定した生活が継続できるように支援していきます。

なお、昨年度市が設置した「成年後見利用支援センター」とも協力し、成年後見制度の適切な利用にも努めてまいります。

また、市民後見人活用の仕組みづくりについても検討いたします。

5 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」を市から受託し実施していますが、昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国が住居確保給付金の受給要件を緩和したため、相談数が激増しました。今年度は、この事業を担当する「生活自立支援センター」を新設し、実施いたします。

対象者は複数の生活課題を有しており、「自立相談支援事業」では、それを整理し、解決をともに考えていく伴走型の支援を行います。

「家計改善支援事業」では、家計表を作成する等を通して収支状況を本人が把握し、自己管理ができるように促します

「住居確保給付金事業」では、離職や解雇、派遣期間満了等で一時的に収入が得られない市民が、住居を確保し求職活動に専念できるよう支援します。急増する相談数に対応するため、令和2年度は担当職員の増員を図りましたが、今年度も新型コロナウイルスの収束が見込まれず、業務量が減少しないようであれば、市と協議し体制の強化を図ります。

また、当該事業の対象者は、複雑な課題を抱えていることが多く、課、制度を越えて多元的なアプローチを行う必要があります。多機関での支援調整会議の実施等、チーム支援の仕組みづくりを市生活福祉課と協議しながら模索していきます。

6 生活保護受給者金銭管理支援事業

生活保護受給者の金銭管理支援事業を市から受託して実施します。

利用者が日常生活を円滑に送れるように、本人及び市生活福祉課担当ケースワーカーと課題や支援目標を共有しながら生活費を管理し、滞納等が発生しないよう代理で各種支払いを行います。

また、令和2年度に生活福祉課と協議をし、支援内容と役割について整理をしました。今後も、生活福祉課ときめ細かく連携しながら対応してまいります。

7 成年後見制度利用促進事業

武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和2年4月に開設した「成年後見利用支援センター（中核機関）」を市とともに運営し、相談・利用促進・広報・後見人支援等を担います。

また、新たに設置された「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」により、専門職団体、地域の福祉関係者、市の関連部署等と連携して、本人意思を尊重し身上保護を重視した取り組みをさらに拡充します。

7市合同後見人等候補者養成講習事業により、引き続き市民後見人の育成を図るとともに、その活用形態、支援体制を検討します。

親族後見に関しては、申立支援からその後の継続的な支援体制について、仕組み等を検討します。

在宅サービス課

従前の在宅サービス課の業務を精査し、権利擁護課を新設したため、在宅サービス課はホームヘルプセンター武蔵野、ケアプランセンター、地域包括ケア人材育成センターの3つの係とし、体制の強化を図ってまいります。

8 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。

特定事業所加算算定事業所として収入の安定を図りながらも、在宅介護・地域包括支援センター等から依頼される多くの課題を抱えた利用者のケアマネジメントも引き受け、福祉公社としてセーフティネットの役割を果たします。そのため、各職員が研修等を定期的に受講し、ケアマネジメント力の向上に努め、係内でのフォローアップ体制を図ります。

今後も新型コロナウイルスの感染拡大により、様々なサービスが休止することが想定されるため、ご利用者のADLやIADLを低下させないよう、多職種と連携しながら支援を行います。

また、職員の研修については新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、オンラインや動画等の研修を積極的に活用します。

9 訪問介護サービス事業

感染症対策を講じながら介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施します。

特定事業所加算算定事業としての必須条件となっている、全登録ヘルパー及びサービス提供責任者のスキル向上のため定期的な集合研修及び会議を動画配信に切り替え、毎月実施することで利用者への質の高いサービス提供を目指します。SNSを活用したPRで介護のイメージアップを図り介護人材確保につながる取組みを引き続き行います。登録ヘルパーの感染予防のための感染症対策費の支給やアシストスーツの活用等、介護職の負担軽減のための取組みを強化し、職場環境・労働条件の向上に努めてまいります。

介護人材不足により、サービス提供が困難となった他事業所の利用者を積極的に受け入れ対応し、訪問介護事業所として市民のセーフティネットの役割を果たしてまいります。

10 居宅介護サービス事業

感染症対策を講じながら障害者総合支援法に基づき、障害のある方が地域社会において安心して在宅生活を継続していただけるよう支援します。身体介護、家事援助、通院等の介助を行うとともに、関係機関と連携を図りながらサービスを提供いたします。

精神障害者をはじめ、重度の利用者など、いかなる種別の障害に対しても安定したサービス提供ができるよう、登録ヘルパーにおいても専門性の高い研修の受講により、更なるスキルアップを目指します。

市が実施主体である地域支援事業「移動支援」においては、外出時の感染症対策を十分に講じながら実施し、障害を持つ方の自立支援と社会参加を促します。

11 生活支援事業

感染症対策を講じながら認知症高齢者の在宅生活の継続及び質の向上と、家族の負担の軽減を図ることを目的として、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を市より受託し実施します。専門性を持ったヘルパーによるきめ細やかなサービスが提供できるよう、ヘルパーの確保とスキルアップにも努めます。

引き続き「高齢者緊急訪問介護事業」を市から受託し、市民のセーフティネットの役割を果たします。

また、「感染症緊急訪問介護事業」を令和2年度から新たに受託し、新型コロナウイルスの感染によって起こりうる、高齢市民の緊急時支援を行います。

12 地域包括ケア人材育成センター事業

センター開設3年目を迎えた期間の半分は、コロナ禍において事業の中止、

変更を余儀なくされましたが、新たな研修方法として録画配信のオンライン研修に取り組みました。視聴者アンケートでは、9割近くがオンライン研修を支持する結果でしたが、少数ではあっても集合研修を望む意見もあり、新型コロナウイルスが収束した後も、双方の利点を組み合わせた研修のあり方を追求します。

広報においては、引き続きホームページや SNS による話題や情報提供を継続しますが、他機関や事業所も情報発信する場として活用できるよう、センターホームページの利用拡大を図ります。

新たな周知方法として、市内や周辺を運行する路線バスのデジタルサイネージの活用を始めましたが、さらに介護にまだ関心のない方々にも目を止めてもらえるような媒体の模索、働きかけをしてまいります。

令和2年度は、介護職員初任者研修、認定ヘルパー養成研修1回が中止となってしまうりましたが、今後は、新規事業として開始した喀痰吸引等研修とともに、感染予防を徹底したうえで実施し、新たな介護人材を養成します。

現在休止中の若い介護職支援『プロジェクト若ば』についても、安心して参加できる体制を整え、復活できるよう検討します。

老後福祉基金を活用した「介護職員初任者研修」における受講料返還制度、「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」も対象とした一時保育費用助成、さらに喀痰吸引等研修受講者については、交通費等相当の補助を行う特定研修受講者奨励助成制度など、資格取得に向けた受講者への支援をさらに充実してまいります。

高齢者総合センター

指定管理事業として、「高齢者総合センター管理運営事業」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」を実施します。また、市受託事業として「在宅介護・地域包括支援センター事業」、「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」を実施します。

これらの事業をとおして、高齢者総合センター条例の目的である高齢者福祉の増進を図り、「まちぐるみの支え合いを実現するための取組み」に寄与します。

13 高齢者総合センター管理運営事業

地域の福祉資源として高齢者福祉の増進を図るため、利用者が施設を安全、快適に利用できるよう維持・管理運営等を実施し、老朽化した箇所の修繕に努めます。

高齢者が日常生活に不可欠な事業運営を維持しながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対策を随時検討し、実施します。

引き続き感染症に備えた衛生用品や、効率的な事業運営に必要な備品などを確保してまいります。

14 在宅介護・地域包括支援センター事業

地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続します。新型コロナウイルス感染症への警戒感からますます孤立する高齢者が増加する恐れがあります。昨年実施したサービス未利用者への実態把握調査を今年度も継続的に行い、それぞれのニーズに合った適切な支援ができるよう、地域の団体や民生委員との情報共有を行いながら、高齢者の孤立予防に努めます。

担当地域は、大規模な公営住宅等が林立し、低所得者層に加え単身世帯や高齢者世帯も多いことから権利擁護に関する相談も数多く寄せられます。今後も、福祉公社の強みを生かして市内6か所の在宅介護・地域包括支援センターに働きかけ、研修の企画・立案を積極的に行います。引き続き、権利擁護課との連携を深め職員の知識や相談援助スキルの向上を図ります。

生活支援コーディネーターは、コロナ禍における課題を整理し、いきいきサロンや居場所づくり支援を継続的に実施します。昨年度、出張八百屋と自治会連携による相談会が好評であったことから、引き続き近隣の施設や商店街と協働し、買い物支援などの新たな相互扶助の取り組みを検討し実施していきます。

家族介護支援は、参加者の意見を取り入れながら、排泄、老々介護、認知症介護などをテーマに実施します。育児と親や親族の介護を同時期に担う「ダブルケアラー」や、若い世代にも参加しやすい方法を検討します。また、認知症カフェについても定期的な開催ができるよう検討します。

15 住宅改修・福祉用具相談支援センター事業

排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を継続し、よりよい在宅生活の構築を支援します。介護負担の大きな要因となる排泄の問題に対し、専門員による研修や支援を行い、ケアマネジャー等、支援者の知識・技術の向上に尽力します。

市関連のリハビリテーション専門職の確保・育成と、住環境整備等の総合的な相談窓口の体制を維持・充実させるため、引き続き、当センターにおける専門職の確保・育成のあり方を検討していきます。

今年度は、業務内容を見直し整理します。住環境整備のノウハウについてマニュアルを作成し、民間事業者やケアマネジャー等の支援者に対し情報提供につなげます。

市と協働し、令和元年度に作成した冊子「おしっこトラブルいろいろ」のQ&Aやハウツーに関する動画を作成し、配信します。また、保険者とともに介護保険における福祉用具の適切な利用につなげます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、介護保険サービスの利用控え、生活場面の縮小、活動量の低下が散見されました。自宅待機や外出自粛等による心身機能の低下に考慮した福祉用具等の活用、情報提供に注力します。

16 デイサービスセンター事業

新型コロナウイルスの感染拡大防止を徹底し、必要な備品の確保を行います。常に適切な対応ができるよう研修を行い、安全に事業継続ができるよう努め、必要に応じて柔軟に特例的なサービス提供についても検討をします。

多課題・重介護・医療依存度の高い利用者等にサービス提供するため、利用者の個別性に配慮し、専門性の高いチームケアを提供します。利用者が安心して過ごせる居場所・環境を整えサービス利用を安定させ、関係機関との連携を常に持ち、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援します。

職員の研修はオンライン研修を積極的に活用し、専門性の向上を図ります。

高齢者の活動量が減少しているため、運動のプログラム等を充実させ、筋力の維持向上に努めます。また、個別機能訓練加算ⅠやADL加算等の加算の取得により、介護報酬の増収に努めます。

令和元年度から実施している祝日開所については、必要性が高い連休に実施し、地域ニーズに対応します。

家族面談は、状況に応じた方法で実施し、家族との情報共有の機会を持ちます。また、在宅介護・地域包括支援センターと協働し、家族介護者支援を行います。

世代間交流等の地域との関わりや、講師・ボランティア活動については、今後の状況に合わせ、安心・安全に再開できるよう慎重に検討していきます。また、シニア支え合いポイント制度の協力施設としてのボランティアの受け入れや、勉強会も同様に対応いたします。

17 社会活動センター事業

高齢者の健康増進および教養向上、受講を契機とした外出や仲間づくり、生きがいの醸成を目的として、運動・文化・芸術等に関する初心者向け講座および行事を開催します。講座等開催をとおして、閉じこもり防止や介護予防に寄与します。一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるよう、新型コロナウイルスの感染拡大防止を念頭に、開講期間、実施時間、内容について検討します。高齢者総合センターはデイサービスセンターを併設しており共有部分も多いことから、新型コロナウイルスの感染防止を第一に安心、安全に受講できるよう、市と随時情報共有しながら必要な措置を講じます。

初心者講座修了者等の学びの継続、介護予防、健康の維持・増進、仲間作り、社会参加等を目的として自主グループが組織されていますが、新型コロナウイルスの感染防止のため、高齢者総合センターにおける活動が中止となっています。活動再開に必要な支援など慎重に検討します。

高齢者総合センターを地域に開かれた社会資源として周知し、また、地域福祉を推進することを目的に、例年コミュニティカフェを開催していましたが、不特定多数の市民が密集・密接した状況を発生させるイベントであるため、安全性を念頭に実施の検討をします。

市内 18 ヲ所のコミュニティセンター等を会場として、高齢者の生きがいと健康増進、社会参加の機会提供を目的とした地域健康クラブを実施します。受講者が住み慣れた地域で暮らしを継続できるように、運動強度に応じた 3 コースを設け、事故を予防し、安全を確保しながら運営します。新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めながら、受講者が安心して参加することができるよう、会場である施設、コミュニティセンター等のガイドラインに従い慎重に対応します。

北町高齢者センター

18 北町高齢者センター事業

北町高齢者センターは昭和 62 年に地域の高齢者が多くのボランティアとともに過ごす「コミュニティケアサロン」としてスタートし、平成 12 年からは介護保険施設としてサービスを提供しています。しかし、設立から 33 年が経過した現在、建物も老朽化し、利用する要介護者、入居している高齢者に影響が出てきています。また、2 階のサービスハウスはシルバーピアとしては先駆的でしたが、市内での整備が進んでおり、管理人のあり方、入居者の自立度の低下等も含め、今後の事業の必要性について早急な検討が必要です。今年度は、多くの課題が散在する北町高齢者センターのあり方について検討し、市に提案してまいります。

(1) デイサービス事業

新型コロナウイルスの感染防止の徹底、研修等による職員のスキルアップ、必要な備品の確保に努め、安心・安全に通所していただける環境作りを継続していきます。

収入は報酬改正により微増になるものの、さらに個別機能訓練加算はじめ、新規加算取得による増収に努めます。祝日開所については、必要性が高い連休に実施し、地域ニーズに対応します。

子育てひろば「みずきっこ」との世代間交流が困難な状況ですが、WEBでの交流等様々な方法を活用していきます。

北町高齢者センターの特徴でもあるボランティア活動ですが、新型コロナウイルスの感染状況に合わせた活動方法を模索しながら引き続き支援します。また、ボランティアセンター武蔵野との事業連携による新規ボランティアの獲得のみならず、今後のボランティア活動の充実を独自に企図します。

(2) 小規模サービスハウス事業

入居者の高齢化と自立度の低下・住環境等、多くの課題がありますが、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう各関係機関と情報共有し、入居者に寄り添って支援していきます。

(3) 子育てひろば事業

今年度は子育てひろば運営主体のプロポーザルを実施し、高齢者施設に併設された子育てひろばとして運営にあたる委託先を精査していきます。また、

デイサービス利用者やボランティアとの世代間交流を通じて、子育て世代に対し高齢者への理解を深めるとともに、高齢者の経験等により培われた知恵を、交流を通じて提供することで、三世代同居世帯が少なくなった子育て世代を応援し、福祉の啓発、ボランティア活動のきっかけ等になるよう努めていきます。

総務課

19 管理費

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

人材の育成については、令和3年度職員研修計画に沿って、体系的に行います。職位ごとの役割・職責を果たすための階層別研修、福祉専門職としての専門性の向上を目指す専門研修に加え、コロナ禍でも有用な通信教育の受講支援に力を入れます。

武蔵野市民社会福祉協議会との事業連携については、平成30年3月に報告された「事業連携推進委員会報告書」に沿って、連携策を5年計画で実施してきましたが、令和3年度は評価及び見直しを検討します。

福祉公社の認知度をより高めるとともに、福祉公社サービスの利用促進を図るため、新たな広報媒体を検討し広報を充実させます。

震災時初動対応訓練を福祉公社全体で実施し、感染症対策を強化した事業継続計画に修正します。

本部事務所の建替えの検討については、新社屋建設委員会（仮称）を立ち上げ実施計画を作成します。

福祉公社の業務は拡大傾向にあることから、当面は、賃貸物件である三鷹サテライトオフィスは生活自立支援センターのオフィスとして、また、寄附物件である関前スペースは各セクションの研修会場等として活用してまいります。

令和3年度は、福祉公社事業開始40周年を迎えます。部署ごとの取り組みを発表する事業報告会を発展させ、記念行事として実施します。

平成29年度に実施した事務事業評価を再度実施し、福祉公社が実施している事業が市民の課題・ニーズに合った必要な事業なのか、福祉公社が行うべき事業なのか、事業に要する費用は適切なのか等を検証します。

なお、この計画は、新型コロナウイルス感染症の状況により延期または中止することがあります。

